改 正

前

(前 略) (機構長)

- 第3条機構に、機構長を置く。
- 2 機構長は、本学の専任教授のうちから第 12条に定める京都大学図書館機構長候 補者推薦委員会が推薦する候補者のうち から、総長が指名する。

 $3 \sim 6$ (略)

(副機構長)

- 第4条 機構に、副機構長を置く。
- 2 副機構長は、本学の専任教授のうちから 機構長が指名し、総長が委嘱する。
- 3 4 (略)

(中略)

- 第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員 で組織する。
 - (1) 総長が指名する理事
 - (2) 機構長
 - (3) 副機構長

- (4) 附属図書館宇治分館長
- (5) 各研究科の長又は教授 各1名
- (6) 各研究所の長又は教授 各1名
- (7) センター(学術情報メディアセンター を除く。) の長又は教授 若干名
- (8) 情報環境機構長又は学術情報メディ アセンターの教授 1名
- (9) 国際高等教育院長又は副院長 1名
- (10) 附属図書館事務部長
- (11) その他総長が必要と認める本学の専 任教員 若干名

(機構長)

第3条 (同 左)

2 機構長は、本学の専任の教授(副学長を 除く。以下同じ。)のうちから第12条に定 める京都大学図書館機構長候補者推薦委員 会が推薦する候補者のうちから、総長が指 名する。

正

後

改

3~6 (同 左)

(副機構長)

- 第4条 (同 左)
- 2 副機構長は、本学の専任の教授のうちか ら機構長が指名し、総長が委嘱する。
- 3 · 4 (同 左)
- 第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員 で組織する。
 - (1)(2)(同 左) (3)
 - (4) 各エリア連携図書館(複数の部局図書 館等又は複数の部局が連携し、それぞれ の図書館業務を共同化するとともに、当 該部局における研究分野の特徴を活かし て機構の機能を分担するために設置する ものをいう。)を設置する部局が推薦する 教授 各1名
 - (5)
 - (6)
 - (7)
 - (8)
 - (9) ├ (同 左)
 - (10)
 - (11)
 - (12)
- 2 前項第 $\underline{5}$ 号から第 $\underline{9}$ 号まで及び第 $\underline{11}$ 2 前項 $\underline{84号}$ 第 $\underline{6}$ 号から第 $\underline{10}$ 号まで及

号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、第5号、第6号、第8号及び第9号の協議員は、当該研究科等の長の申出又は推薦に基づき申出又は推薦を踏まえて行うものとする。

3 第1項第<u>5</u>号から第<u>8</u>号までの協議員 の任期は2年、第<u>11</u>号の協議員の任期は 1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠 の協議員の任期は、前任者の残任期間とす る。

(後略)

- び第<u>12</u>号の協議員は、総長が委嘱する。 この場合において、第<u>6</u>号、第<u>7</u>号、第<u>9</u>号 及び第<u>10</u>号の協議員は、当該研究科等の 長の申出又は推薦に基づき申出又は推薦を 踏まえて行うものとする。
- 3 第1項<u>第4号及び</u>第<u>6</u>号から第<u>9</u>号まで の協議員の任期は2年、第<u>12</u>号の協議員 の任期は1年とし、再任を妨げない。ただ し、補欠の協議員の任期は、前任者の残任 期間とする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。